平成30年度第12回総会(月例)議事録

平成31年3月28日(木) 午前10時開会 日 時 場 市役所本館2階 講堂 所 出席委員 上入來 幸一(会長) 松下 清美(会長代理) (17名) 仮屋 幸孝 有村 伊智博 岩元 節朗 堂免 修 弟子丸 宗一 豊留 辰男 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 外園 義興 堀之内 薫 村山 利清 横峯 明人 脇田 サトエ 上四元 正昭 園山 一則 欠席委員 (2名) 事 務 局 事務局長 馬場 主幹 榊 支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、溝川、今吉、濵畑、引地 専門員 栗須、徳永、矢崎、山本、有田 内村、取違、大久保、二俣、原口、水盛 主査 主任 鮫島 農政総務課 主査 村田 議 題 1 農地法第3条許可申請に関する件 農地法第4条許可申請に関する件 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 非農地認定に関する件 6 7 農地利用変更届出に関する件 農用地利用集積計画に関する件 農地利用最適化推進委員の推薦・応募者に関する評価について 法務局から照会のあった農地等の現況について 報告事項 1 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長 開 会(午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第12回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、上四元委員、園山委員から出されています。

松元の発表委員は、15番委員に変更になります。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろ しいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、弟子丸委員、松下委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

す。		
議 長 それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいす。 6ページ、番号10号につきましては、7番委員自身が、申請代理人となる案件でございます。後いまして、7番委員におかれましては、農業委員会する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、し離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 (7番委員離席後) それでは、郡山、6番委員お願いします。 ご報告します。 番号10号、譲受理由:受贈、譲渡理由:贈与、権利の種別の内容:所有知贈与。以上です。 ただいま、調査員から説明がありました。別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お日通しをお願います。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 「「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定請人に許可書を交付することといたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をします。 (7番委員着席後)		議題1. 農地法第3条許可申請に関する件
まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいす。 6ページ、番号10号につきましては、7番委員自身が、申請代理人となる案件でございます。従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、し離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 (7番委員離席後) それでは、郡山、6番委員お願いします。 6 番 委 員 ご報告します。 番号10号、譲受理由:受贈、譲渡理由:贈与、権利の種別の内容:所有問		1ページ~6ページ 14件
6 番 委 員 ご報告します。 番号10号、譲受理由:受贈、譲渡理由:贈与、権利の種別の内容:所有問贈与。以上です。 議 長 ただいま、調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願います。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定請人に許可書を交付することといたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をします。 (7番委員着席後)	議	まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 6ページ、番号10号につきましては、7番委員自身が、申請代理人となっている案件でございます。従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。
番号10号、譲受理由:受贈、譲渡理由:贈与、権利の種別の内容:所有規 贈与。以上です。 長 ただいま、調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願います。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定請人に許可書を交付することといたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をします。 (7番委員着席後)		それでは、郡山、6番委員お願いします。
別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願います。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定請人に許可書を交付することといたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をします。 (7番委員着席後)	6 番 委 員	番号10号、譲受理由:受贈、譲渡理由:贈与、権利の種別の内容:所有権移転、 贈与。
 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定請人に許可書を交付することといたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をします。 (7番委員着席後) 	議	別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたし
請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定請人に許可書を交付することといたします。 残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をします。 (7番委員着席後)		
します。 (7番委員着席後)		それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
		残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願い します。
しては、笛哦に広りより。		
議 長 まず、谷山、13番委員お願いします。	* F	

 1 3 番奏員 ご報告します。 番号1号、譲受理由:相手要望、譲渡理由:労力不足、権利の種別の内容:所有権移転、売買。以上です。 議 長 次に、吉野、1番委員お願いします。 1 番 委員 ご報告します。 番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。以上です。 1 9 番 委員 ご報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 二の件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規税農ではありません。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 ま号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。 議 長 次に、松元、15番委員お願いします。 議 長 次に、校元、15番委員お願いします。。 議 長 次に、松元、15番委員お願いします。。 議 長 次に、松元、6番委員お願いしますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は水住し営農する予定です。 以上です。 議 長 次に、郡山、6番委員お願いします。 	番号1号、譲受理由:相手要望、譲渡理由:労力不足、権利の種別の内容:所有権移転、売買。以上です。 【	1 3 悉 季 昌	
 1 番 委 員 ご報告します。 番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。 1 9 番 委 員 ご報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。	1 番 委 員 ご報告します。 番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。	ТОНУД	番号1号、譲受理由:相手要望、譲渡理由:労力不足、権利の種別の内容:所有権移転、売買。
番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。 「報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規就農ではありません。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。 「報告します。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。 「報告します。 番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。 「報告します。 番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。 「報告します。 本号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。 以上です。	番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。以上です。 談 長 次に、吉田、19番委員お願いします。 19番委員 ご報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規就農ではありません。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。以上です。 	議長	次に、吉野、1番委員お願いします。
19番委員 ご報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規就農ではありません。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。 10番委員 ご報告します。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。以上です。 2、次に、松元、15番委員お願いします。 2、報告します。 番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。 以上です。	19番委員 ご報告します。 番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規就農で はありません。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。	1 番 委 員	番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。
番号 3 号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号 4 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規就農で はありません。 番号 5 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 6 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。 1 0 番 委員 ご報告します。 番号 7 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 8 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。 談 長 次に、松元、15番委員お願いします。 1 5 番 委員 ご報告します。 番号 9 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。 以上です。	番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規就農で はありません。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。	議長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 0 番委員 ご報告します。 番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。 該 長 次に、松元、15番委員お願いします。 1 5 番委員 ご報告します。 番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。 以上です。	議 長 次に、喜入、10番委員お願いします。	1 9 番 委 員	番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号4号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 この件について補足説明を申し上げます。 譲受人は農地所有適格法人の役員で、以前より営農をしているため、新規就農で はありません。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。
番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。 次に、松元、15番委員お願いします。 15番委員 ご報告します。 番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。 以上です。		議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 5 番 委 員 ご報告します。 番号 9 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。 以上です。	番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。	10番委員	番号7号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。
番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。 以上です。	議 長 次に、松元、15番委員お願いします。	議長	次に、松元、15番委員お願いします。
議 長 次に、郡山、6番委員お願いします。	番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。	1 5 番委員	番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明をさせていただきます。 受人は、現在市外に在住していますが、農地法の許可を条件に隣接する宅地を買い受けており、許可後は永住し営農する予定です。
		議長	次に、郡山、6番委員お願いします。

ご報告します。

番号11号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 番号12号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号13号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号14号、新規就農、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。

議 長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願い いたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題2.農地法第4条許可申請に関する件

7ページ~9ページ 4件

議

長

次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。

9ページ、番号4号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件 でございます。

従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の 規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その 間に審議し、再び着席していただくことにします。

(7番委員離席後)

それでは、郡山、6番委員お願いします。

ご報告します。

番号4号、転用目的・施設等:法面、法面3.47㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…私道、西・南・北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

本件ついて補足説明をさせていただきます。

申請地は、郡山支所から、西へ約2kmに位置する第Ⅱ種農地のその他の農地に該当します。

申請人は平成18年2月に農地法第3条許可により申請地を取得し、法面の上部にオリーブを植えていましたが、耕作地として利用できる面積が少なく、申請人の所有する隣接雑種地の法面として利用することになったため、今回の申請に至ったとのことです。以上のことから、転用はやむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長

ただいま、調査員から説明がありました。

今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」番号4号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願い します。

(7番委員着席後)

それでは、審議に戻ります。

議 長

まず、谷山、13番委員お願いします。

1 3 番委員

ご報告します。

番号1号、転用目的・施設等:駐車場、駐車場160.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…本人畑、雑種地、西・南…市道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号2号、資材置場、貸資材置場210.00㎡、車両置場80.00㎡、法面等285.00㎡、東・北…宅地、西…私道、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。

以上です。

議 長

次に、吉野、1番委員お願いします。

1 番 委 員	番号3号、一般住宅、住家1棟110.55㎡、庭敷地等389.45㎡、東・北…他人畑、西…雑種地、宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、 第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申 請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に 許可書を交付することといたします。
	議題3. 農地転用事業計画変更に関する件
-3.6	10ページ 1件
議長	次に、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」松元の番号22号の案件が、この 事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員

ご報告します。

番号1号、許可日:平成30年10月18日、許可番号:農委第2885-43 号、権利の種別:農地法第5条承継事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画:保育園、変更前の事業計画:建売住宅。変更計画の概要:建売住宅として計画していたが、保育園として事業変更。別件5条番号22号同時申請。

続きまして5条許可申請調書は18ページです。

番号22号、権利の種別:所有権移転、売買、転用目的・施設等:福祉施設、保育園舎1棟400.38㎡、駐車場728.00㎡、庭敷地等1,568.62㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東・南…水路、西…市道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、松元支所から南東に約4.2 kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、申請地を平成30年10月18日付けで建売住宅として5条許可を受けましたが、今回、受人である社会福祉法人が市に申請中であった保育所設置に伴う補助金の申請の認可が下りた事により、早急に保育園を建築しなければならなくなったため、農地転用事業計画変更と5条許可申請を行うものです。

以上です。

議長

ただいま、調査員から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。また、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号22号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 11ページ~19ページ 24件

議

長

次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。

先ほど松元の1件につきましては、議題3.「農地転用事業計画変更に関する件」 と併せて審議しておりますので、それ以外の23件について審議していただききた いと思います。

まず、谷山、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員

ご報告します。

番号1号、権利の種別:所有権移転、売買、転用目的・施設等:資材置場、貸資材置場406.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東・南・北…他人畑、西… 宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、谷山支所から西へ約2.7 kmに位置する農用地区域内で、譲受人が 役員を勤めている建築設備会社の東側隣に位置しております。

譲受人は、既存の資材置場が手狭になっていることから、隣接する申請地を取得 し資材置場として整備したのち、自らが役員を勤める同法人との間で賃貸契約を締 結し、貸資材置場として利用するもので、また、通路については隣接する自社の宅 地内を通行いたします。

なお、議案の備考欄に記載されている農用地除外審議については、3月25日付で除外通知が交付され、農地区分が変更になりましたことから、農地区分の2種その他(除外後)の(除外後)部分の削除及び農振の「農用内」を「農用外」へ訂正をお願いいたします。

番号2号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟85.73㎡、庭敷地等114.27㎡、東…市道、西・北…宅地、南…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号3号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟105.58㎡、庭敷地等294.42㎡、東…他人畑、西…渡人畑、南…里道、北…他人畑、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号4号、所有権移転、売買、通路、通路10.00㎡、東…宅地、西・北…他人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。

議 長

次に、伊敷、7番委員お願いします。

7 番 委 員

ご報告します。

番号5号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟103.42㎡、庭敷地等370.58㎡、東・北…貸人畑、西…農道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽。 以上です。

議長

次に、吉野、1番委員お願いします。

ご報告します。

番号7号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場630.00㎡、東・西…雑種地、南…水路、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…水路放流。

番号8号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟86.12㎡、庭敷地等209.88㎡、東・南…市道、西…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号9号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟120.96㎡、庭敷地等378.04㎡、東…里道、西・北…貸人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水… 里道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号10号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場174.00㎡、東…雑種地、西…市道、南…私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

番号11号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟74.52㎡、車庫1棟46.37㎡、庭敷地等359.11㎡、東…里道、西…貸人畑、南…別件5条申請地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号12号、使用貸借権、設定、通路、通路411.00㎡、東…里道、宅地、西…市道、宅地、南…宅地、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

以上です。

議

長

次に、吉田、19番委員お願いします。

1 9 番委員

ご報告します。

番号13号、所有権移転、売買、駐車場、貸駐車場150.00㎡、通路等19 1.00㎡、東…水路、西…市道、南…他人田、宅地、北…受人田、原野、境界… ブロック積、雨水…水路放流。

番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟95.64㎡、庭敷地等284.36㎡、東・北…市道、西…他人畑、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

この件について補足説明を申し上げます。

申請地は、支所から南西に約2.6kmに位置し、昭和35年から昭和42年にかけて農地保全整備事業が行われた第1種農地に該当します。申請人は、借家住まいの会社員で、今回、申請地を購入し、一般住宅1棟を建築しようとするものです。

第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。

番号15号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟120.07㎡、庭敷地等272.93㎡、東・南…貸人畑、西…宅地、私道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

以上です。

議 長	次に、桜島、2番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号16号、所有権移転、贈与、通路、通路161.00㎡、東…渡人畑、他人畑、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。この件につきまして、補足説明をいたします。 転用目的は申請地に隣接する宅地に出入りするための通路ですが、譲渡人である父親によって既に転用済みであったため、父親から始末書の提出があり、今後このような事がないよう口頭で指導しました。以上です。
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番委員	ご報告します。 番号17号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟122.55㎡、庭敷地等349.45㎡、東…鉄道用地、西…市道、南…渡人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 番号18号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟81.98㎡、庭敷地等248.02㎡、東…鉄道用地、西…市道、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 番号19号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟299.85㎡、通路168.60㎡、庭敷地等501.55㎡、東…他人畑、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。以上です。
議長	次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員

ご報告します。

番号20号、所有権移転、売買、建売住宅、住家10棟455.38㎡、通路360.02㎡、庭敷地等1,796.60㎡、東…市道、西・南…他人畑、北…宅地、水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、松元支所から北東に約2.6kmに位置する1種農地の特定土地改良 事業等の施行区域内にある農地に該当します。

申請人は市内で建築・不動産業を営む法人で、今回、申請地を買い受け、建売住 宅10棟を建築し販売しようとするものです。

申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、 農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施 設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでござい ます。

なお、議案の備考欄に記載されている農用地除外審議については、3月25日付で除外通知が交付され、農地区分が変更になった事から、農地区分の2種その他(除外後)の(除外後)部分の削除及び農振の「農用内」を「農用外」へ訂正をお願いいたします。

番号21号、賃借権、設定、駐車場、駐車場603.41㎡、東…宅地、他人田、西…宅地、雑種地、南…水路、北…県道、境界…ブロック積、雨水…水路放流。 以上です。

議長

次に、郡山、6番委員お願いします。

ご報告します。

番号23号、賃借権、設定、発電施設、太陽光発電959.00㎡、東···里道、西···他人畑、水路、南···雑種地、北···他人畑、境界···土留、雨水···自然流下。

本件ついて補足説明をさせていただきます。

申請地は、郡山支所から、北へ約3.6kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。

発電施設の規模としましては、太陽光パネル360枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。

九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成31年1月に受けており、九州電力との系統連係契約も成立していることを確認しております。

なお、東側の里道は狭く、車両の通行ができないため、南側の雑種地から進入するように計画しており、既にその所有者から通行承諾を得ていることを確認しております。

また、申請地のうち1筆は平成19年2月20日農地法第3条許可により取得し、貸人が耕作しておりましたが、高齢になり、耕作困難となったため、今回の申請に至ったとのことです。以上のことから、転用はやむを得ないと判断いたしました。

番号24号、賃借権、設定、発電施設、太陽光発電994.00㎡、東…市道、西…山林、南・北…里道、境界…土留、雨水…自然流下。

本件ついて補足説明をさせていただきます。

申請地は、郡山支所から、北へ約3.6kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。

発電施設の規模としましては、太陽光パネル360枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。

九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成30年12月に受けており、九州電力との系統連係契約も成立していることを確認しております。また、申請地は、貸人が平成20年12月16日農地法第3条許可により取得しましたが、高齢になり、耕作困難となったため、今回の申請に至ったとのことです。なお、この貸人は番号23で補足説明した貸人と同一人です。以上のことから、転用はやむを得ないと判断いたしました。

以上です。

|議 長 ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号14、20号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」23件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

但し、第1種農地である番号14、20号につきましては、「県農業会議」に意 見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することとい たします。

議題 5. 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する件 2 0ページ~ 2 4ページ 1 1 件

議 長 次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。

吉田、桜島、喜入、松元、郡山地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する件、1 1 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 6. 非農地認定に関する件 25ページ~28ページ 5件

議 長 次に、議題 6. 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員 ご報告します。

番号1号、調査結果:通路として約45年経過、現況道路。 番号2号、調査結果:住家1棟、36年経過、現況宅地。

以上です。

議 長 次に、伊敷、7番委員お願いします。

7	番 委	員	ご報告します。 番号3号、調査結果:雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議		長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 8) 番 委	員	ご報告します。 番号4号、調査結果:孟宗竹・唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議		長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6	番委	員	ご報告します。 番号5号、調査結果:通路として70年経過、現況道路。 以上です。
議		長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「非農地認定に関する 件」 5 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
			議題7. 農地利用変更届出に関する件 29ページ 1件
議		長	次に、議題7. 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、吉野、1番委員お願いします。
1 :	番委	員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的:周辺土地より低いため、 盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日:平成31年4月1日、工事終了 日:平成31年5月30日、周囲の状態:東…里道、南…宅地、西・北…他人田、 境界…土留、作物…野菜、高さ…1.5m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。

議

長│ ただいま、調査員から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農地利用計画変更届 出に関する件」 1 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題8.農用地利用集積計画に関する件

30ページ~54ページ 60件

議 長

次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。

46ページ、番号39、40号につきましては、14番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。従いまして、14番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。

(14番委員離席後)

それでは、番号39、40号につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。

46ページをご覧ください。

番号39号、2筆で、地目:田、面積1,364.00㎡、権利の種類:使用貸借権、設定期間3年、区分:新規。

番号40号、地目:畑、面積2,310.00㎡、権利の種類:賃借権、設定期間3年、区分:更新。

平成31年3月31日公告予定です。

これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」の番号39、40号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

次の案件の審議に入ります前に、1 4 番委員におかれましては、ご着席をお願い します。

(14番委員着席後)

それでは、審議に戻ります。残りの58件及び先ほどの2件を併せて、一括して 事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議題8.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、 ご説明申し上げます。

30ページをお開きください。

「議案第8号」農用地利用集積計画(利用権設定等)調書で、平成31年3月3 1日公告予定です。

今回の利用権設定につきましては、使用貸借権27件39,171.00㎡、うち新規20件31,984.00㎡、賃借権31件54,743.00㎡、うち新規21件35,076.00㎡、所有権2件2,242.00㎡、合計60件96,156.00㎡、うち新規41件67,060.00㎡となっております。

次に31ページをお願いします。

これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 3年が 1 1 件、5年が 8件、1 0 年が 4件、1年から 3年未満が 3件、5年から 1 0 年未満が 1件となっております。

次に32ページをお願いします。

これは、30ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が9件、5年が8件、3年が6件、1年から3年未満が4件、5年から10年未満が3件、11年以上が1件となっております。

次に33ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。

下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権45筆、賃借権59筆、計104筆。面積は、田43,510.00㎡、畑39,244.00㎡、樹園地11,160.00㎡、計93,914.00㎡うち更新分は、26,854.00㎡です。

利用権等の設定をする者及び受ける者は58人。うち更新分は17人となっております。

次に34ページから54ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画 総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。

記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、 始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。 お目通しをお願いいたします。

これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

議題9.農地利用最適化推進委員の推薦・応募者に関する評価について 別冊資料2 議 長 次に、議題9. 「農地利用最適化推進委員の推薦・応募者に関する評価について」 を審議します。別冊資料2です。 それでは、事務局から説明をお願いします。 事 務 別冊資料2 「農地利用最適化推進委員の推薦・応募者に関する評価について」 局

をお願いします。

説明の前に、資料の修正について、3ページをお願いいたします。

中央地域の推進委員に推薦・応募のあった2名うち1名の方から、本資料発送 後(3月25日)に、推薦・応募の取下書の提出がありました。

これに伴い、資料の(3ページ)中ほど、「推進委員の推薦・応募者に関する評 価について」の1の(1)該当地域に中央地域を追加いただき、2の(1)から 同地域の削除をお願いいたします。

それでは、1ページをお願いします。

1の評価委員会の任務につきましては、「農地利用最適化推進委員候補者評価委 員会設置及び運営要綱第2条」に、

- (1) 農業委員会の求めにより、鹿児島市農地利用最適化推進委員の選任に関す る規程に基づき、推進委員候補者の評価を行い、農業委員会に意見を報告するこ と。
- (2) 推進委員候補者の評価に当たり、推薦を受けた者及び応募した者の経歴等 の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査 等を行うこと。と規定されております。
 - 2の推進委員募集の概要につきましては、お目通しください。
 - 3の推進委員改選等スケジュールにつきまして、2ページをお願いします。 今後の予定は、
- 4月19日:評価委員会の開催、26日:現農業委員における最後の総会、総 会終了後、現農業委員と現推進委員による懇親会を予定しています。
- 5月7日:①新農業委員の任命式(市長出席)、同日、②総会を開催して、会長 等の互選及び新推進委員議決、並びに、④新推進委員の委嘱式、新農業委員及び 新推進委員の顔合わせとなります。
 - 4の推進委員の推薦及び募集結果につきましては、お目通しください。
- 5の評価の概要につきましては、(1)の①評価基準は、推進委員候補者評価要 領に、推進委員候補者の評価に当たっては、
 - (1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (2) 鹿児島市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程第2条に定める地 域において、農業委員と連携して、その職務を適切に行うことができる者である こと。と規定されております。

②の評価手順、③の評価委員会における具体的な評価の進め方につきましては、 お目通しください。

最後に、推進委員の推薦・応募者の評価につきましては、1の推薦・応募者が 定数内の、中央、谷山、伊敷、吉田、喜入、松元地域については、会長及び会長 代理により評価を実施します。2の推薦・応募者が定数を超えた、吉野、桜島、

郡山地域については、会長、会長代理及び担当地域の農業委員により、推薦・応募内容等を参考に評価します。

なお、評価委員会は、4月19日(金)に実施します。該当地域の委員の方へ は後日、出席の案内をいたします。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農地利用最適化推進委員の推薦・応募者に関する評価について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議題の審議は以上です。

続きまして、報告事項に入ります。

	報告事項		
	1. 法務局から照会のあった農地等の現況について		
	5 5ページ~5 7ページ 3件		
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。		
1 3 番 委 員	報告します。55ページです。 照会日:平成31年2月12日、現況:非農地、調査結果:該地は市街化調整 区域内にあり、現況非農地である。 処理状況:平成31年2月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。		
議長	次に、伊敷、7番委員お願いします。		
7 番 委 員	報告します。56ページです。 照会日:平成31年3月7日、現況:非農地、調査結果:該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況:平成31年3月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。		
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。		
10番委員	報告します。57ページです。 照会日:平成31年3月4日、現況:非農地、調査結果:該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況:平成31年3月13日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。		
2. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 58ページ 1件			
議長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、谷山、事務局お願いします。		

谷山支局

この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。

今回の届出の面積は1,648㎡ですが、今後、購入予定の隣接する土地917.71㎡を含めると2,000㎡以上になるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が2月21日に提出されました。

申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。

表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)1,648㎡、転用目的は宅地造成です。

次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にある農地です。

次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と農用地区域には、該当しません。

「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内の農地が含まれているので、転用の際は農地法第5条第1項第6号に基づく届出が必要であるが、平成31年2月12日付で農地転用届出書が提出され、平成31年2月18日付で受理通知書を交付済みである。」と回答したところです。

以上のとおり、土地利用調整課へ3月8日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。

3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 59ページ~60ページ 9件

議 長

次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局

59ページをお開きください。

報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。

この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。

登記地目別では、田19筆、10,527.71㎡、畑19筆、11,396.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が9件となっております。

60ページは、農地法第3条の3関係の内容です。

お目通しをお願いいたします。

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 61ページ~68ページ 26件

事 務 局

6 1ページをお開きください。

報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。

これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。

転用目的別では、第4条関係は、多い順に駐車場が3件、一般住宅が2件、共同住宅が1件、合計6件となっております。

第5条関係では、多い順に一般住宅が13件、その他が4件、駐車場が2件、 店舗等が1件、合計20件となっております。

62ページから63ページは、4条関係6件、64ページから68ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。

5. 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3

事 務 局

報告事項5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。

別冊資料3をご覧ください。

この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、1月期の実施状況について報告するものです。

表の一番下の合計欄をご覧ください。

まず 二段書きの上の段の1月期については、訪問戸数189戸、うち不在3戸、調査回答戸数182戸、貸出希望7戸150.00アール、借入希望2戸40.00アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。

次に、下の段の累計については、訪問戸数1,396戸、うち不在38戸、調査回答戸数1,337戸、貸出希望95戸2,137.58アール、借入希望14戸492アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。 各地区の実績についてはお目通しをお願いします。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ここで、鹿児島市議会3月定例会における、農業委員会関係の議案3件等につきまして、報告がございます。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

平成31年3月議会において、「農業委員会委員の任命について同意を求める件」、「鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正の件」及び「平成31年度一般会計予算」の3件の議案を農業委員会から提出し、議決をいただきましたので、その主なものについて概要をご報告いたします。

まず、「農業委員会委員の任命について同意を求める件」につきましては、「農業委員会委員は、議会の同意を得て、市長が任命する。」とされていることから、 農業委員に推薦・応募された方を鹿児島市農業委員会委員候補者評価委員会において評価を行いました。 その結果を市長に報告し、農業委員候補者として議会に同意を求める方については、内定の通知を送付させていただいたところでございますが、3月20日の市議会本会議で19人全員の同意をいただきましたので、ご報告いたします。

また、次期農業委員に決定された方につきましては、昨日付で任命式等のご案内をお送りしたところでございます。

次に、「鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正の件」でございますが、内容は、

- (1) 現在、会長及び会長代理の2名で構成されている農業委員会運営連絡会に運営委員を新設し、3名とし、その報酬の額を67,000円とします。
- (2) 国の農地利用最適化交付金を活用し、農業委員及び推進委員に月額報酬に加えて、年額240,000円以内で、市長が定める額を年額報酬として年度末に支給いたします。
- (3) 農地利用最適化推進委員の月額報酬の額を32,000円から11,000円引き上げ43,000円に改めます。

なお、年額報酬の加算及び推進委員の月額報酬の引き上げに伴い、現在の推進 委員の実績報酬規定は廃止いたします。

施行日は、いずれも、新しい任期の始まる4月29日となりますので、改正された報酬の詳細や運用方針等は、新任期が始まる5月以降の総会及び合同委員会でご説明いたします。

次に、「平成31年度一般会計当初予算」でございますが、農業委員及び推進委員の報酬関係を含め、全て、原案どおり、可決いただきました。

このほか、市議会の議案審議の過程で、質疑された内容等についてもご報告いたします。

1点目は、平成28年の農業委員会法の改正による制度改正で、新たに推進委員が設置され、1任期が過ぎることから、この3年間の農業委員会の活動を総括し、その結果を踏まえ、次の3年間の活動に活かしてほしい。

2点目は、年額報酬の加算や月額報酬が引き上げられることには、反対はしないが、報酬の財源は、市民の税金であることを考えると、農業委員及び推進委員は、その報酬に見合った活動や実績が求められることを強く認識してほしい。とのことでありました。

最後に、今般、新聞報道にもありますように、本市において、職員の不祥事が発生し、法を守るべき公務員が市民の信頼を失うことになっており、管理・監督をするものとして誠に残念に思っております。

また、昨年は、他都市で農業委員の農地法違反のほう助や収賄の容疑で逮捕されたとの報道があり、農林水産省から「農業委員等の綱紀粛清について」の文書が発せられ、12月の合同委員会でも伝達したところでございます。

農業委員及び推進委員は、農業委員会法に基づき任命及び委嘱された地方公務 員の特別職であり、農地制度の運用にあたっては、農業者からの信頼が最も重要 であります。

また、報酬の財源は、市民の税金であることを考えますと、本市の農地の利用 関係に関する調整に関する業務や農地利用の最適化の推進にあたっては、農地法 などの関係法令を農業者に率先して、遵守していただくとともに、今一度、農業 委員会組織が担っている重要性を認識していただき、改めて公正な職務の執行に ついて努めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議	長	長	ありがとうございました。
			本日の議事は、全て終了しました。
			(議事終了:午前11時00分)
			(人事異動職員紹介) (退職者挨拶)
			続きまして、事務局から連絡事項等はございませんか。
事	務	司	・平成31年度第1回総会(月例)開催日時は、 4月26日(金)午後3時開会 本館2階 講堂
			・農業委員、農地利用最適化推進委員『懇親会』開催日時は、 4月26日(金)午後6時開催 エルセルモ鹿児島
議	長	長	以上で、本日の総会を終了いたします。
			閉 会(午前11時10分)